

確定申告の時期を迎えました

平成22年分

所得 申告が必要な人は▼個人事業者や農業・不動産所得のある人、年金をもらっている人、土地・建物を買った人などで、所得額が発生する人▼サラリーマンで、給与の年収が20万円を超える人や給与以外のアルバイト収入・農業所得などの合計金額が20万円を超える人です。

作成 成した申告書は、島田税務署に郵送してください。身近にインターネットができる人がいれば、国税庁ホームページの「申告書作成コーナー」から作成するのが簡単便利。医療費控除や住宅ローン控除を受ける人など、還付金を早く受け取ることができます。国税庁 <http://www.nta.go.jp>

申告 前に、役場で電子証明を取得して「電子申告」をすると▼添付書類の提出が省略できる▼初めての申告、最高5,000円の税額控除がある▼24時間受け付けているなど特典があります。**個別** 別相談を希望する人は従来どおり受付順に相談を実施しますが、ご自分で申告書を作った人は、別に職員が対応しますので、短時間で申告が済みます。お勤めの人を対象とした日曜納税相

● 地区巡回相談日程表

2月 受付：午前9～12時、午後1～3時 (全会場)		
相談日	会場	対象地区
16日(水)	山村開発センター	田野口
17日(木)	山村開発センター	久野脇
18日(金)	奥泉地区集会所	大間・接岨・奥泉・大谷・八木
20日(日)	山村開発センター	全地区対象
21日(月)	山村開発センター	青部・崎平
22日(火)	総合支所	小長井・小幡・洗富・坂京・平栗
23日(水)	総合支所	千頭東・千頭西・寺馬
24日(木)	山村開発センター	上長尾・高郷1-5班
25日(金)	山村開発センター	高郷6-12班・梅高
27日(日)	総合支所	全地区対象
28日(月)	下泉高齢者コミュニティセンター	下泉・沓町河内
3月 受付：午前9～12時、午後1～3時 (全会場)		
相談日	会場	対象地区
1日(火)	下泉高齢者コミュニティセンター	地名
2日(水)	下泉高齢者コミュニティセンター	徳山1-20班
3日(木)	徳山コミュニティ防災センター	徳山21-33班・元藤川1-4班
4日(金)	徳山コミュニティ防災センター	元藤川5-21班
7日(月)	山村開発センター	水川
8日(火)	山村開発センター	八中・瀬平・下長尾
9日(水)	山村開発センター	久保尾
10日(木)	総合支所	上岸・前山・田代・柳三
11日(金)	総合支所	桑野山・沢間・土本・細尾・小山
14日(月)	山村開発センター	全地区対象
15日(火)	山村開発センター	全地区対象

▶期間中の相談時間は午前9時から12時、午後1時から4時(全会場とも)。午後は比較的空いています ▶土地や株式譲渡、山林所得のある人の分離申告は、比較的空いている午後の時間帯にお越しください。

22年分所得税の確定申告、23年度住民税申告の時期になりました。申告会場や持ち物をよく確認して、忘れずに申告しましょう。

ここにも、一つの物語。広報かわねほんちよう

民生委員・児童委員と主任児童委員

各委員が改選されました。任期は25年11月30日までの3年間です。

【問】 福祉課 ☎ (56) 2224

民生委員法で定められた各委員は住民の福祉の増進を図るための活動に取り組んでいます。改選された各委員を紹介します。

民生委員・児童委員を紹介
(敬称略)
下段は担当する地区名

 長嶋 勝 接岨
 波多野かつ枝 大間
 森下升美 奥泉1-4組、谷畑
 上田まり子 大沢、奥泉5-8組(土本除く)
 大村勝枝 沢間、土本
 中村裕平 桑野山、平栗
 風間敏興 寺馬
 向島祥子 千頭西、千頭東1-3組
 大村哲男 千頭東4-13組
 高橋ひとみ 小長井東・北・西2-3組
 芹澤弥恵子 小長井南・中・西1組
 佐藤京子 上岸、前山
 澤本文男 田代・柳三
 堀井智恵子 崎平
 下嶋俊考 青部
 千澤文子 坂京
 小田文善 藤川11-11組
 高本親義 藤川12-21組
 中尾叡子 水川・尾呂久保
 酒井久美 上長尾
 池田敏子 高郷(12組除く)
 小坂昌博 八中・高郷12組
 瀧美富夫 梅高
 小坂鈴代 下長尾
 瀧尾治子 瀬平
 松下岩子 久野脇
 森下道子 地名・塩郷
 西村 學 下泉(小竹除く)
 入屋繁夫 沓町河内・小竹
 小川正雄 田野口
 原田ゆきゑ 徳山11-11組
 南 正子 徳山12-17組、21-25組

主任児童委員を紹介
(敬称略)
※主任児童委員は町全域を担当

 高村信子 徳山18-20組、26-34組
 太田瑞枝 主任児童委員
 鈴木なな子 主任児童委員
 井澤史子 主任児童委員
 大村美也子 主任児童委員

本 町民生委員・児童委員と主任児童委員の委嘱交付式は12月8日、本庁会議室で開かれ、佐藤公敏町長から新委員の皆さんに委嘱状が伝達されました。
民生委員・児童委員と主任児童委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣および静岡県知事から委嘱され、▼民生委員児童委員協議会への参加▼要支援者(一人暮らし高齢者や障害者など)の把握と支援協力▼保育園入園申請時の家庭状況の確認証明▼福祉サービス利用申請時の支援(家庭状況の確認証明など)▼住民からの相談に応じ、町や社会福祉協議会に引き継ぐ▼災害発生時の要支援者の避難支援などの活動に取り組んでいます。

各 委員には守秘義務が課せられています。日常生活での困り事など、地区の民生委員・児童委員に気軽にご相談ください。
委嘱する予定です。委嘱されたところで改めてご紹介します。
各委員には守秘義務が課せられています。日常生活での困り事など、地区の民生委員・児童委員に気軽にご相談ください。

【各委員の職務】 民生委員法第14条

- 1 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 2 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 3 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 4 社会福祉を目的とする事業を営む者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること。
 - 5 社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 地域社会の世話役の立場にある各委員個性や生活の知恵を活かし、さまざまな活動が進められることが期待されています。